

## 議案第24号

### 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動

後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用の許可)</p> <p>第2条 二十世紀梨記念館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。<u>許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をするものとする。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 二十世紀梨記念館の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第2条 二十世紀梨記念館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p>

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、二十世紀梨記念館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 知事は、二十世紀梨記念館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第3条 二十世紀梨記念館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 二十世紀梨記念館の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)及び(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、二十世紀梨記念館への入館を拒み、又は二十世紀梨記念館からの退去を命ずることができる。

(行為の制限等)

第3条 二十世紀梨記念館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 二十世紀梨記念館の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)及び(3) 略

(4) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、二十世紀梨記念館の利用を拒むことができる。

(措置命令)

第4条 知事は、二十世紀梨記念館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第2条の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第5条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、二十世紀梨記念館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(措置命令)

第4条 知事は、二十世紀梨記念館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第2条の規定による許可を受けた者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(管理の委託)

第5条 知事は、二十世紀梨記念館の管理を財団法人鳥取県文化振興財団（以下「文化振興財団」という。）に委託する。

(使用料の徴収)

第6条 二十世紀梨記念館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(権限の委任)

第8条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(利用料金)

第6条 二十世紀梨記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、文化振興財団にその収入として収受させる。

2 利用料金は、文化振興財団があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。

3 知事は、利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第7条 文化振興財団は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第9条 略

別表 (第6条関係)

区 分		金 額	
個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	200円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	500円
団体 (20人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	160円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円

(規則への委任)

第8条 略

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。